

序章 はじめに

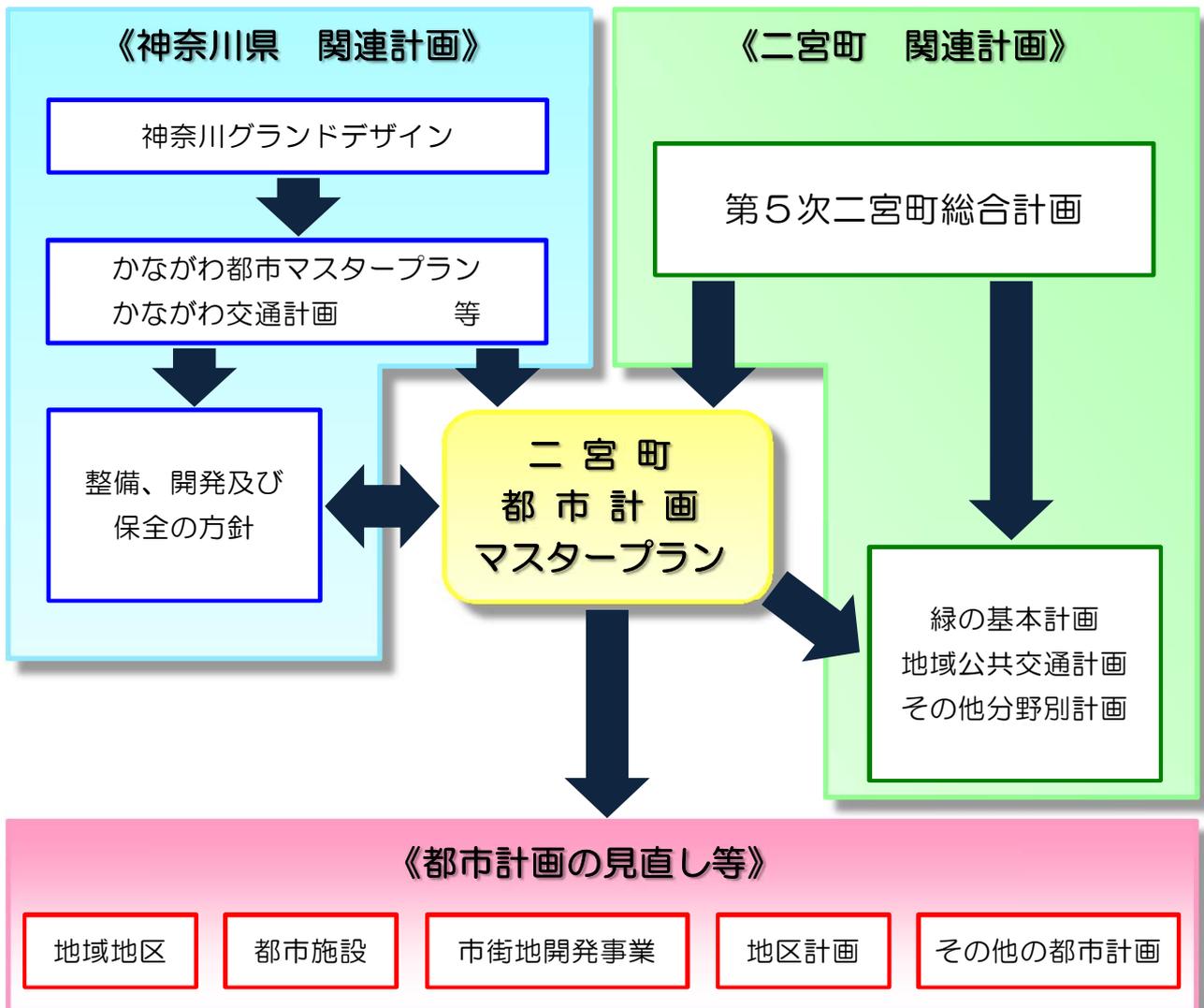
1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本方針」にあたり、住民の意見を反映しながら、市町村が主体となって策定します。

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた土地利用のあり方、道路や公園・緑地の整備のあり方等、都市づくりの方針を明らかにする計画であり、今後の都市計画の見直しや都市施設の整備等については、この計画に基づいて進められます。

計画の策定に際しては、町の基本構想を定めた「第5次二宮町総合計画」及び、神奈川県が策定する「整備、開発及び保全の方針」に即することが必要であるとともに、その他、関連する分野別の計画とも整合・連携を図る必要があります。

図：都市計画マスタープランの位置づけ



2. 二宮町都市計画マスタープランの目標年次

二宮町都市計画マスタープランは、平成 27 年（2015 年）を基準年とし、20 年後の平成 46 年（2034 年）を目標年次とします。

なお、本計画は、社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを図ります。

3. 二宮町都市計画マスタープランの構成

二宮町都市計画マスタープランは、計画の前提となる「都市の現況と課題」を整理したうえで、町全体を対象に目指すべき将来都市像とその実現に向けた方針を定める「全体構想」、住民の視点から身近な地域を対象に都市づくりの方針を定める「地域別構想」、これらの構想を実現するための考え方を示した「実現化の方策」から構成します。

